

平成31年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック選手育成支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この交付要綱は、あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会長（以下「推進協議会長」という。）が、技能五輪全国大会及び全国アビリンピックに出場するための選手育成・強化を支援するために要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、愛知県内に事業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業）、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等（以下「助成事業者」という。）が、その雇用する労働者又は生徒等を、平成31（2019）年度から平成32（2020）年度に開催される技能五輪全国大会及び全国アビリンピックに、愛知県の選手として出場させるために実施する技能向上訓練とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第3条 助成対象経費は、次の各号に掲げる者を対象とした技能向上訓練であつて、かつ、別表1に定める経費に限るものとする。なお、推進協議会長以外の者から別に助成を受けている場合は、一競技ごとに対象経費からその額を減額した額とする。

一 技能五輪全国大会への出場を目指す場合は、大会開催年に23歳以下の者であること。

ただし、「メカトロニクス」職種、「和裁」職種、「情報ネットワーク施工」職種については、目標とする大会開催年に24歳以下の者であること。

二 全国アビリンピックへの出場を目指す場合は、目標とする大会開催年の4月1日現在で15歳以上の者であること。

2 助成金額は、全国大会出場目標年度ごと、かつ一競技ごとに、前項に規定する対象経費から千円未満を切り捨てた額、又は130,000円のいずれか低い額とし、一の申請者において複数の競技職種等の訓練を行う場合には、全国大会出場目標年度ごと、かつ一競技ごとに算出した額の合計額とする。

3 前項の規定にかかわらず、推進協議会長は、予算の範囲内で支給限度額を定めることができるものとする。

(対象期間)

第4条 助成対象となる技能向上訓練の実施期間は、施行日から平成32（2020）年3月22日（日）までとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、選手育成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、推進協議会長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 推進協議会長は、助成金の交付の申請があつたときは、当該申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、技能向上訓練の計画、内容、対象者及び訓練に要する経費等が適正であるかどうか等を調査し、交付決定を行うものとする。

2 推進協議会長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知は、選手育成支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(概算払)

第7条 助成事業者が、学校教育法第2条に規定する国立又は公立の学校であって、次の各号に該当する場合に、推進協議会長は、前条の交付決定金額の4割を上限として、事業着手に必要な金額を概算払することができる。

- 一 学校教育法第6章に規定する高等学校
- 二 学校教育法第76条第2項に規定する高等部を置く特別支援学校

(助成事業の中止又は廃止)

第8条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、選手育成支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により、速やかに推進協議会長に申請してその承認を受けることとする。

(事業の着手等)

第9条 助成事業者は、交付決定を受けた後、速やかに事業に着手しなければならない。ただし、第7条の規定に基づく概算払を受けない助成事業であって、かつ推進協議会長がやむを得ないと認める場合には、交付決定を受ける前から事業に着手することができる。

- 2 交付決定を受けた助成事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に不服がある場合は助成金の交付決定通知を受けた日から14日以内に、選手育成支援事業助成金交付申請取下書(様式第4号)を推進協議会長に提出して取下げを行うものとする。

(助成金額の変更)

第10条 交付決定後に助成事業の変更をしようとする場合は、助成事業者は選手育成支援事業助成金変更交付申請書(様式第5号)を推進協議会長に提出しなければならない。

- 2 推進協議会長は、前項の規定による変更交付申請書を適正と認め、助成金の変更交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を、助成金を受けようとする者に通知するものとする。
- 3 前項の通知は選手育成支援事業助成金変更交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、助成対象経費の内訳の構成に変更がなく、その総額においても交付決定額から20パーセント未満の減額となる変更をする場合には、変更交付申請書の提出を省略することができる。

(実績報告書等)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業完了後30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月27日のいずれか早い日までに、選手育成支援事業実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて推進協議会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 推進協議会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業者の実施した事業が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、助成金の額を確定し、選手育成支援事業助成金確定通知書(様式第8号)により助成事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 助成事業者は、前条に定める通知を受理したときは、選手育成支援事業助成金請求書(様式第9号)を作成し、推進協議会長に提出しなければならない。

2 第7条の規定により概算払を受けた助成事業者は、前条の選手育成支援事業助成金確定通知書に記載された金額から、概算払の金額を差し引いた残額を請求するものとする。

(支払い)

第14条 推進協議会長は、前条の請求書を受理したのち、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

(決定の取消し)

第15条 推進協議会長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこの要綱に定める事項に違反したときは、助成金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 推進協議会長は、助成金交付決定の取消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 助成事業者は、前条の規定により取消しを受けた場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関して既に助成金の交付を受けているときは、推進協議会長の定める期限内にその額を返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第17条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(地位の承継)

第18条 第6条の交付決定を受けた助成事業者について、相続、合併、分割その他の事項が生じた場合には、次の各号に規定するものが、助成事業者の地位を承継する。

一 個人事業主である助成事業者において、相続、事業の譲渡があったときには、交付決定において技能向上訓練の対象となっている労働者を継続雇用する事業の相続人又は譲受人

二 個人事業主である助成事業者において、法人の設立があった場合には、交付決定において技能向上訓練の対象となっている労働者を継続雇用する法人

三 法人である助成事業者において、合併又は分割があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該助成事業を承継した法人

2 前項の規定により助成事業者の地位を承継したものは、助成事業者の地位の承継届（様式第10号）にその事実を証する書類を添えて、遅滞なく、推進協議会長にその旨を届けなければならない。

3 第6条の交付決定を受けた助成事業者において、屋号又は名称等の変更があった場合についても、前項の規定を準用する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、推進協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

別表1（第3条関係）

| | |
|----------------|---|
| <p>経 費</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練指導を行う外部講師に対する謝金 (2) 外部講師の旅費 (3) 訓練用材料、消耗品等の購入費 (4) 会場借料、訓練用器工具等借料 (5) 外部講習会等への参加費（受講料、講習会開催地への往復旅費等） (6) その他訓練の実施に必要であると推進協議会長が認めた経費 |
|----------------|---|